



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

2020年1月

会員各位

個人情報漏えい保険のご案内

個人情報取扱事業者保険

団体割引適用により

20%

割引

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

医療機関における個人情報とは

個人情報保護法が2005年4月に全面施行されましたが、IT化の促進、それを受けた情報伝達手段の高度化等を背景に、個人情報の取扱いに関する意識が変わってきました。また、2015年10月にはマイナンバー制度が導入され、個人情報の取扱いに関して、ますます意識が高まっているといえます。個人情報については、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、適正な取扱いを図る必要があります。医療分野は、取扱う個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の1つであるとされています。

【なぜ、個人情報が注目されるのでしょうか】

～医療機関の特殊性～

◆個人情報の蓄積によりリスクが集積する

- ・医師法第24条により、医療機関ではカルテの5年間の保存が義務づけられています。このため、医療機関には個人情報が絶えず蓄積されています。
- ・厚生労働省のガイドラインには、安全管理処置や従事者の管理についての記載があり、医療・介護関係の事業者に対してガイドラインに沿った具体的な対策が求められています。

◆情報の秘匿性が大きい

医療機関で取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣など、極めてプライバシー度の高いセンシティブな情報が含まれます。

医療機関には個人情報が集積していく

漏えい、不当な利用などにより個人の権利利益が侵害された場合には

他の分野の個人情報に比べて

被害者の苦痛が大きく
権利回復の困難さも大きい

医療機関における個人情報の例

診察記録・処方箋・患者本人情報・家族構成・過去の既往歴(本人、家族とも)・生活習慣・医療費・薬剤の販売記録・要介護度・介護記録・マイナンバー・保険証番号など

個人情報が漏えいした場合に求められる主なご対応

■被害者への対応

対応項目	求められる具体例	必要となる費用
①見舞品の購入と送付	被害者1名につき、500円の商品券を送付	見舞品代、郵送代、封筒代など
②謝罪訪問	漏えいのきっかけとなる問い合わせされた被害者(複数)へ訪問のうえ、謝罪	人件費、交通費など
③謝罪広告の掲載	新聞への広告記事を掲載、または個人情報を漏えいした医療機関のホームページに謝罪ページを作成	新聞への広告掲載費、ホームページ制作費など
④問い合わせ窓口の設置	業務に支障がないように、個別の問い合わせに対応できる専門スタッフを設置	コールセンターの設置費用、相談窓口に常駐する要員の人件費など
⑤各種対応のためのコンサルティング	地域での信用の低下や風評損害、集団訴訟等の可能性を回避するため、危機管理専門コンサルティング会社と契約	コンサルティング会社への危機管理コンサル費用の支払いなど

■訴訟になつたら…

⑥損害賠償請求の対応	弁護士への相談とともに、和解金や損害賠償金の支払い	弁護士費用、裁判費用、損害賠償金 ※示談等でもお支払いの対象となります。
------------	---------------------------	---

「個人情報漏えい保険」の特長

- (1) 万一、医療機関が管理する個人情報が漏えいした場合、被害者への損害賠償だけでなく、発生した費用もあわせて補償
- (2) 死者の個人情報も補償。すでにお亡くなりになられた方の個人情報が漏えいした場合も補償
- (3) 廃棄された個人情報の漏えいについても対象(※1)
- (4) 使用人等(※2)の犯罪行為による漏えいを補償
- (5) 個人情報の漏えいの“おそれ”も対象
- (6) 使用人等(※2)の個人情報が漏えいし、使用人等から損害賠償請求された場合についても補償
- (7) クレジットカード番号(※3)や銀行口座情報の漏えいに起因した経済的損失についての損害賠償責任も補償
- (8) 付帯業務(※4)も自動的に補償対象
- (9) 個人情報の管理体制に関する質問事項に答えていただくだけで加入が可能
- (10) 企業情報の漏えいも補償

(※1) 廃棄された後の電子計算機器、周辺機器、記録媒体等から漏えいした個人情報にかかる損害賠償請求についてもお支払いの対象となります。

(※2) 使用人等とは役員、使用人、人材派遣会社からの派遣労働者を指し、過去にその地位にあった方(退職者・転籍者等)を含みます。

(※3) クレジットカード番号自体は単独で個人情報には該当しないため、氏名その他の情報と合わせて個人情報とみなされる場合にこの保険の対象となります。

(※4) 医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っている場合や、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます(追加保険料は不要)。なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

ご加入にあたって

- (1) 加入対象者(被保険者)
医師会の会員で、かつ、一般医院・診療所、歯科医院・診療所、病院(一般・精神・結核・療養病床)、介護老人保健施設、介護医療院を対象とします。
※自治体立病院(県立病院など)、医師会立病院などがご加入になる場合、その医療施設の業務に関する部分のみが対象となり、その他自治体、医師会の業務は対象外となります。
- (2) ご加入の単位
医療施設単位(病院、診療所、歯科診療所など)ごとのご加入となります。
※同一医療法人で複数医療施設、介護施設を開設し、複数施設間で電子カルテ等を用いて個人情報を共同利用している場合は、全ての医療施設や介護施設での加入が必要となります。
- (3) 個人情報の共同利用
被保険者が加入依頼書に記載の施設以外に他の施設を開設し他の施設との間で個人情報を共同利用している場合、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときは、被保険者が開設し個人情報を共同利用している全ての施設が損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うべき個人情報取扱事業者賠償責任保険に加入している場合にかぎり、一連の損害賠償請求に起因する損害について、それぞれの施設の保険金額の最も高い保険金額を限度にお支払いします。
- (4) 保険金額の適用
一連の損害賠償請求について、被保険者を同一とする他の個人情報取扱事業者賠償責任保険契約がある場合は、被保険者ごとに他の保険契約と合算して10億円を限度とします。
※被保険者の同一性は、所在地・名称にかかわらず法人格をもって判断します。
- (5) セキュリティ割引
病院、介護老人保健施設および介護医療院(※)については、告知書の内容により最大30%の割引が適用となります。
また、逆に過去に個人情報の漏えいがあった場合は30%の割増を適用します。
※一般診療所、歯科診療所は、セキュリティ割引の対象外となります。

補償内容(保険金額)と保険料

【診療所契約】

保険期間1年、団体割引20%適用

タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額(※1)		自己負担額		一時払 年間保険料 (団体割引20%適用)
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○訴訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金(※4)	賠償	ブランドプロテクト費用	
A	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故 10万円	14,400円
B	3,000万円	1事故 300万円			24,000円
C	5,000万円	1事故 500万円			32,000円
D	1億円	1事故 1,000万円			43,200円

【病院・介護老人保健施設 契約】

以下保険料は、ご提出いただいた「告知事項等申告書」により「セキュリティ割引」を15%適用できた場合の保険料例です。
保険料は「病床数」と「告知事項等申告書の内容」により確定します。

保険期間1年、団体割引20%適用

タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額(※1)		自己負担額		一時払 年間保険料 ・団体割引20%適用 ・セキュリティ割引 15%適用
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金(※2) ○訴訟費用保険金(※3)	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金(※4)	賠償	ブランドプロテクト費用	
A	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故 10万円	40,000円
B	3,000万円	1事故 300万円			84,460円
C	5,000万円	1事故 500万円			124,570円
D	1億円	1事故 1,000万円			194,460円

(※1)「損害賠償保険金」「争訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

(※2)企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。

(自己負担額5万円)

(※3)精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき保険金額の5%を限度として保険金をお支払いします。

(※4)ブランドプロテクト費用については、自己負担額1事故10万円、縮小てん補割合90%でのお支払いになります。企業情報の漏えいについてのお支払対象外です。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み

この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款に個人情報取扱事業者特約条項、医療機関用追加条項(個人情報取扱事業者特約条項用)、担保範囲の変更に関する追加条項(医療機関用)、保険料確定精算・確定精算省略に関する追加条項(個人情報取扱事業者特約条項用)、使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項等をセットしたものです。

保険契約者

一般社団法人 長野県医師会

保険期間

2020年5月1日午後4時から2021年5月1日午後4時まで1年間となります。

申込締切日

2020年3月13日(金)

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者

長野県医師会の会員

被保険者

長野県医師会の会員で、かつ、一般医院・診療所、歯科医院・診療所、病院(一般・精神・結核・療養病床)、介護老人保健施設、介護医療院を対象とします。

※自治体立病院(県立病院など)、医師会立病院などがご加入になる場合、その医療施設の業務に関する部分のみが対象となり、その他自治体、医師会の業務は対象外となります。

お支払方法

保険料は2020年4月16日までに都市医師会へ現金またはお振り込みでお支払いください。

お手続方法

<診療所>

「加入依頼書(P10)」に必要事項を記入捺印後、都市医師会までお送りください。

<病院・介護老人保健施設>

①「保険料見積もり依頼書兼回答書(P12)」および「告知事項等申告書(P13)」に必要事項をご記入いただき、損保ジャパン日本興亜へFAXをお送りください。

②損保ジャパン日本興亜から貴院の保険料を記載した「保険料回答書」がFAXされます。

③「加入依頼書(P11)」に必要事項を記入押印後、都市医師会までお送りください。

中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2021年5月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、毎月10日までにお支払いください。

中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、長野県医師会までご連絡ください。

その他ご注意

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合

■第三者への損害賠償に関する補償

偶然な事由により個人情報の漏えいが生じたこと、またはそのおそれが生じたことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	本人の精神的苦痛に対する慰謝料(漏えいした情報の内容により異なります。)、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金など
弁護士費用等の争訟費用	弁護士着手金、成功報酬 ※損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。

■ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償

法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいが生じた、またはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値のき損を縮減する(ブランドプロテクト)ための措置を実施する場合は、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。

ブランドプロテクト費用	謝罪会見・広告・文書費用	謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用
	クレーム対応費用	損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用
	見舞品購入費用	個人情報が漏えいされた本人に対する見舞品の購入費用。ただし、社会通念上、妥当な費用にかぎります。
	コンサルティング費用	個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

◆◆◆ 業務過誤賠償責任保険普通保険約款 ◆◆◆

保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求(注)
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ⑤次に掲げるものに対する損害賠償請求
 - ア. 身体の障害(身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)
 - イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ⑥加入者証記載の遡及日(以下「遡及日」といいます。)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑦遡及日より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ⑧この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑨この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑩直接であると間接であるとを問わず、汚染物質に起因する損害賠償請求
- ⑪直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑫直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する損害賠償請求
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑭通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑮被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑯直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑰他の被保険者からなされた損害賠償請求

(注)使用者等犯罪行為復活担保に関する追加条項により、使用者等の犯罪行為による漏えいは補償対象となります。
など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

◆◆◆ 個人情報取扱事業者特約条項 ◆◆◆

保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ③サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- ④被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれ
- ⑥この保険契約およびこの保険契約より前に締結していた個人情報取扱事業者保険契約の保険期間開始時からこの保険契約に定める保険料を領収するまでの間に生じた個人情報の漏えいもしくはそのおそれ。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した日の属する個人情報取扱事業者保険契約に、初回保険料払込み前に個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合について特に規定する特約条項または追加条項がセットされている場合には、その特約条項または追加条項の規定に従います。
- ⑦個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- ⑨被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑩被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑪被保険者が次のアまたはイに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害を補償しません。
 - ア 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 - イ 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、消去、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任

など

ご加入にあたってのご注意

●この保険では、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

■ご加入時における注意事項(告知義務等)

(1)保険契約者はまたは被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていたらしく義務(告知義務)があります。
<告知事項>

加入依頼書、付属書類および告知書等の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、以下のとおりです。

加入依頼書、付属別紙および告知事項等の以下の2項目

- ①病床区分・病床数(病院・介護老人保健施設・介護医療院のご契約)
- ②告知書の記載事項(病院・介護老人保健施設・介護医療院のご契約)

ご加入にあたってのご注意(続き)

■ご加入後における留意事項(通知義務等)

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等、付属書類および告知書等の記載事項の変更
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。
その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜に通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかない
と、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

・ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約
が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除
することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険契約の保険料算出基礎となる数値については、正確にご申告いただきますようお願いします。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保
ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代
理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令
に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一
定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下
である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約
者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破
綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であって
も、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分
については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日
本興亜までお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う
商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険
会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、
加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティ
ブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められ
る範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン
日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問
い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

(1)以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- (1)事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- (2)上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- (3)損害賠償の請求の内容
- (2)他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- (3)損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- (4)損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- (5)損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- (6)他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- (7)上記の(1)～(6)のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力ををお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- (1)公的機関による捜査や調査結果の照会
- (2)専門機関による鑑定結果の照会
- (3)災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- (4)日本国外での調査
- (5)損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書など

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 一般社団法人 長野県医師会
長野県長野市大字三輪1316番地9
TEL 026-219-3600
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 長野支店 長野法人支社
長野県長野市三輪武井1313-11
TEL 026-235-8126
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起った場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
<受付時間>
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、2ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

<新規・変更の場合のみご提出ください。>
個人情報漏えい保険 加入依頼書

診療所用

一般社団法人 長野県医師会 御中

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

申込日	令和 年 月 日		
申込人 (加入者)	住所	〒 一 ご連絡先番号 () フリガナ 漢字	
	氏名	フリガナ 漢字	
被保険者	氏名 申込人と異なる場合のみ記入	フリガナ 漢字	
	医療施設	所在地	フリガナ 漢字
		施設名	フリガナ 漢字

◎上記以外の施設

医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている施設または事務所を以下にご申告頂くことで対象業務に含めることができます。なお、付帯業務を医療施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

1	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字
2	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字
3	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字

【申込内容】 ◆ご加入を希望するタイプに○印を記入下さい

ご希望のタイプに○をしてください。 ↓	タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額		自己負担額		一時払 年間保険料 (団体割引20%適用)
		第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金 ○訴訟費用保険金	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金	賠償	ブランドプロテクト費用	
	A	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故 10万円	14,400円
	B	3,000万円	1事故 300万円			24,000円
	C	5,000万円	1事故 500万円			32,000円
	D	1億円	1事故 1,000万円			43,200円

**<新規・変更の場合のみご提出ください。>
個人情報漏えい保険 加入依頼書**

**・病院
・介護老人保健施設用**

一般社団法人 長野県医師会 御中

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

申込日	令和 年 月 日		
申込人 (加入者)	住所	〒 一 ご連絡先番号 () フリガナ 漢字	
	氏名	フリガナ 漢字	
被保険者	氏名 申込人と異なる場合のみ記入	フリガナ 漢字	
	医療施設	所在地	フリガナ 漢字
		施設名	フリガナ 漢字

◎上記以外の施設

医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている施設または事務所を以下にご申告頂くことで対象業務に含めることができます。なお、付帯業務を医療施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

1	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字
2	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字
3	名称	フリガナ 漢字	所在地	フリガナ 漢字

【申込内容】

一般:	床	一般以外:	床
		介護老人保健 施設 定員数:	名

※一般病床以外・療養・精神・結核・感染症病床

ご希望のタイプに○をしてください。 ↓	タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額		自己負担額		一時払 年間保険料 (団体割引20%適用)
		第三者への損害賠償に 関する補償 ○損害賠償保険金 ○訴訟費用保険金	ブランド価値のき損を防止・ 縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用 保険金	賠償	ブランド プロテクト 費用	
	A	1,000万円	1事故 100万円	なし	1事故 10万円	円
	B	3,000万円	1事故 300万円			円
	C	5,000万円	1事故 500万円			円
	D	1億円	1事故 1,000万円			円

保険料見積り依頼書

兼 保険料回答書

損保ジャパン日本興亜株式会社 行
送付先FAX:026-235-8064

・病院
・介護老人保健施設用

※「告知事項等申告書」に必要事項をご記入いただき、保険料見積り依頼書とあわせてFAXをお送りください。

依頼人	住所						
	電話			FAX			
	氏名						
	担当者	部署			氏名		
被保険者	氏名 依頼人と異なる場合のみ記入						
	医療施設	所在地					
		施設名					
		一般病床数	床	一般病床以外 病床数(※)	床	介護老人保健 施設 定員数	名

※一般病床以外:療養・精神・結核・感染症病床

* * * * * * * * * 保険料回答書 * * * * * * * * *

貴病院の保険料は「セキュリティ割引」を _____ %適用し、以下のとおりの保険料となります。

タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額		免責金額 (自己負担額)		一時払 年間保険料 (団体割引20%適用)
	第三者への損害賠償に関する補償 <input type="radio"/> 損害賠償保険金 <input type="radio"/> 訴訟費用保険金	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 <input type="radio"/> ブランドプロテクト費用 保険金	賠償	ブランド プロテクト 費用	
A	1,000万円	1事故 100万円			円
B	3,000万円	1事故 300万円			円
C	5,000万円	1事故 500万円			円
D	1億円	1事故 1,000万円			円

医療機関用個人情報漏えい保険（個人情報取扱事業者保険）告知事項等申告書

損保ジャパン日本興亜 株式会社

証券番号 :

告知事項等申告書ご記載日 : [年] [月] [日]

被保険者（代表者）署名または記名・捺印 : [] (印)

※1 記名者および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトに掲載の個人情報の取扱に同意します。

※2 記載日も忘れずにご記入をお願いします。

No.	確認事項	告知内容
1	過去3年以内(*)に、個人情報が漏えいしたことを本人または第三者から指摘されたことがありますか。 ②ありの場合は、以下の項目全てについてその詳細をご記入ください。 A. 年月 B. 漏えいした個人情報の件数 C. 個人情報の種類 D. 指摘の内容（別紙可） E. 対応（損害賠償の実施など。別紙可） (*)過去3年以内とは、新規の場合、告知日から起算、更改の場合、更改日からの起算とします。	<input type="checkbox"/> ①なし <input type="checkbox"/> ②あり A. 年 月 B. 件 C. D. E.
2	個人情報の保護に関する法律の施行等を受け、個人情報の取り扱いに関するコンプライアンス策定チームがありますか。	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし
3	個人情報を保護するための内部規定(*)を策定し、それを継続的に運用していますか。 (*)「内部規定」とは、次のAからFまでのすべての事項を規定するものをいいます。 A. 各部門および階層における個人情報を保護するための権限および責任 B. 個人情報の収集、利用、提供および管理 C. 本人からの個人情報に関する開示、訂正および削除の要求への対応方針 D. 個人情報保護に関する教育 E. 個人情報保護に関する監査 F. 内部規定の違反に関する罰則（外部への漏えいだけではなく、規定に反し持ち出したことに対する罰則）	<input type="checkbox"/> ①策定し、継続的に運用している <input type="checkbox"/> ②策定していない
4	派遣従業員を受け入れている場合、派遣元との契約書において、派遣従業員が貴院に個人情報漏えいを含む損害を発生させた場合、派遣元に対し賠償請求する意思がある旨を明確に表示していますか。	<input type="checkbox"/> ①表示している。または、派遣従業員を受け入れていない <input type="checkbox"/> ②表示していない
5	情報処理等の目的で、貴院以外の者へ個人データを委託する場合、その者との間で、契約の明文により次のAからDまでのすべての事項を規定していますか。 A. 個人情報に関する機密の保持 B. 個人情報の再委託の禁止、ならびに特例として再委託する場合は貴院への事前の通知および貴院の承認が必要であること。 C. 個人情報の取扱いに関して事故が発生した場合における責任の所在および賠償責任 D. 委託業務終了後の、個人情報の返却および消去	<input type="checkbox"/> ①規定している。または、他の者に個人データを委託することはない <input type="checkbox"/> ②規定していない
6	個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムの運用について、以下の外部機関による監査を実施し、認証等を取得していますか。 A. (財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)のプライバシーマーク(Pマーク)制度 B. 情報セキュリティマネジメント(ISMS)適合性評価制度 C. 英国規格協会のBS7799	<input type="checkbox"/> ①認証等を取得している(取得した認証に印を付けてください。また、取得年月をご記入下さい。) <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> ②取得していない

<ご注意>

この告知事項等申告書は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款第9条（告知義務）に規定する「保険契約申込書およびその付属書類の記載事項」に該当し、保険契約締結時における告知書として保険証券に添付されますので、全ての項目について正確にご記入くださいますようお願いします。

この保険契約が初年度契約である場合、保険契約者または被保険者がこの保険が対象とする事故の発生または事故のおそれが生じたことを保険期間の開始時より前に知っていたもしくは知っていたと合理的に推定される事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、この保険契約が継続契約の場合、保険契約者または被保険者が事故の発生または事故のおそれが生じたことをこの保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時より前に知っていたもしくは知っていたと合理的に推定できる事故に対しては、保険金をお支払いできません。

ご申告内容に事実と異なる記載がある場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。ご契約の際には、保険契約の締結に先立ち、この告知事項等申告書に代表者の署名または記名・捺印をお願い致します。